

地域の会前回定例会以降の動き

令和3年10月6日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

9月6日、第75回評価会議を開催し、令和2年度の環境放射線監視調査結果及び温排水等漁業調査結果について評価していただきました。

[各調査結果の評価（概要）]

- ・ 環境放射線監視調査結果
柏崎刈羽原子力発電所からの周辺環境への影響は無視できる。
- ・ 温排水等漁業調査結果
過去と比較して特異な傾向は認められなかった。

※ 会議資料は下記ホームページアドレスに掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/75hyoukakaigikekka.html>

2 安全協定に基づく状況確認

9月10日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

3号機計装用圧縮空気系除湿装置（I Aドライヤ）からの火災について、現場確認を行うとともに、説明を受けました。

令和3年10月6日
新潟県

「地域の会」委員質問への回答

〈宮崎委員〉

（新潟県に対する質問）

避難計画について

8月4日の県の回答をについて確認させてください。

質問1. 県の広域避難計画は「完璧や完成というものはない」「取り組みには終わりはない。」と答えてもらいました。これは「広域避難計画は、完成することはない。」すなわち、今ある避難計画は不十分なもので、これからも永久に「広域避難計画はできない」と宣言されたと受け止めてよろしいですか。

質問2. 東電は「避難計画が不十分なら運転せず」とか「再稼働は無理」と柏崎市民に説明していることを知っていますか。(2015年1月22日 住民説明会)

質問3. 8月4日の質問には、県に答えてもらえませんでした。再度お聞きします。県は広域避難計画が未完成＝できていなくても、原発を運転してもよいと考えていますか。

質問4. 原子力防災訓練は、県市村の「対応力の向上を図る目的」で行うと回答されました。広域避難計画に求められる対応力とは、PAZ、UPZ圏住民46万人の避難がスムーズに行われることです。対応力の向上を図ろうとするなら、県民総参加は求めませんが、躊躇なくPAZ、UPZ圏住民対象とする避難訓練をしてください。これを行わず、対応力の評価はできません。回答には、昨年より住民参加を拡大して避難訓練を準備しているとありました。この次の訓練は、どのような災害状況でどれだけの数の避難住民を参加させるのでしょうか。

質問5. 避難経路所への派遣人数は市町村からの応援要請や災害規模、避難先の状況を踏まえて調整する、事前に定めていない、と言います。

避難経路所に集まる人や車両、バスで来た人をコミュニティー別に誘導したり、健康観察、救護、静養等のテントや仮給油所設けたり経路所の基本的な機能と運営があるはずですか。経路所の在り方について県は関知せず、避難先市町村任せにするというのですか。県が経路所の基本形を示してこそ、応援要請ができるというものではありませんか。

県が考える経路所の基本形を教えてください。

質問6. 県は各避難所に救護所を置き、基本救護班は5人編成となっています。今現在、PAZ受け入れ避難所は39カ所となっています。派遣者195人必要ですが、どの医療機関から派遣されるのでしょうか。

質問 7. 8月4日質問6の県の回答に、「避難先警戒事態」とありますが、初めて聞いた用語です。説明してください。

質問 8. PAZ住民は、施設敷地緊急事態（放射性物質が放出される可能性ある事態）になったら、要配慮者に避難指示が出るとなっています。県内に5カ所の避難経路所に向かって、避難が開始されますが、「災害の規模」によっては、開設しない避難経路所が出るのでしょうか。

回 答

- 1 広域避難計画は策定しておりますが、計画に完璧や完成というものは無く、計画の実効性をより高いものとしていく取組には終わりは無いものと考えております。
このため、県としては、訓練等の中で明らかになった課題の解決に取り組み、その結果を適宜計画へ反映することを繰り返すことによって、その実効性を高めてまいりたいと考えております。
- 2 東京電力の柏崎市民への説明については、東京電力のホームページに会場での質疑概要として「周辺自治体も含めて避難計画を立てていただくことが、法律上の要求事項になっています。30km圏の自治体の避難計画が策定されていない段階では、再稼働はできないと思っています。」と掲載されていることは承知しております。
- 3 避難計画の実効性をより高いものとしていく取組には終わりは無いものと考えており、再稼働の地元同意如何に関わらず、実効性向上に向けた取組を進めていきます。
- 4 今年度の原子力防災訓練については、柏崎市及び刈羽村等で震度6強の地震が発生し、その後、柏崎刈羽原子力発電所において炉心が損傷し、放射性物質が放出され、一時移転が必要な状況を想定して実施する予定です。
また、訓練については、多くの避難者が避難した場合においても、より円滑に対応できるようするため、市町村とも連携し、昨年度より住民参加規模を拡大して実施するよう準備を進めています。
- 5 避難経路所については、県広域避難計画において、広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設としており、基本的な機能としては、避難者の各避難所への振り分け及び誘導、避難者情報の収集等があります。
また、避難経路所の基本的な運営については、県内30市町村で構成される「市町村による原子力安全対策に関する研究会」の「原子力災害時の避難所運営マニュアル」において、避難先市町村が開設し、避難元市町村が配置する職員と協力し、運営することとしています。
県は、市町村からの応援要請に対し、要請の内容や災害の規模、避難所の状況等を踏まえ、県災害対策本部で調整の上、必要に応じて支援を行います。

6 救護所に派遣する救護班の編成にあたっては、原子力災害医療協力機関のほか、災害の規模に応じて県内外の様々な医療機関からの派遣を想定しています。

7 8月4日の宮崎委員からの質問6への県の回答のうち、委員ご指摘の「避難先警戒事態」の文言等については、誤って余分に記したものであり、お詫びするとともに、訂正させていただきます。

<訂正箇所>

「6 県地域防災計画（原子力災害対策編）では、施設敷地緊急事態発生後に迅速に避難開始できるよう、警戒事態発生段階から、国の要請等により、市町村と協力し、~~避難先警戒事態の段階から~~避難ルート・避難先、移動手段の確保等の避難の準備を実施することとしています。（略）」

8 避難経路所について、万一、地震等の被害により避難先市町村において避難経路所が開設できない場合は、市町村等と連携し、避難ルートや避難先を変更する等対応します。